

提供日 2022/03/25
 タイトル オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定等について
 担当 健康福祉部 感染症対策局新型コロナ対策企画課
 連絡先 企画調整班
 TEL 054-221-2459



オミクロン株の特徴を踏まえ、濃厚接触者の特定等について見直します。

オミクロン株の特徴(潜伏期間・発症間隔が短い)を踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立の観点から、オミクロン株による感染が主流の間は、**一般事業所(※)における濃厚接触者の特定・行動制限について、以下のとおりとします。**

※ 一般事業所とは、病院、有床診療所、高齢者及び障害者の入所施設、学校、保育所等を除いた施設・事業所です。

- 一般事業所については、自主的な感染対策の徹底により二次感染率は低く、一律に濃厚接触者を特定し行動制限を実施した場合、従事者の不足等社会経済活動への影響が大きいため、原則として濃厚接触者の特定等は行いません。
- 同居などの場合を除いて、感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はありません。
- 同居者が感染したため濃厚接触者となった場合、業種等を問わず、4、5日目の2回抗原定性検査で陰性を確認できれば、5日目の陰性確認後から待機解除可能です。(待機解除にあたり保健所への確認は不要です。)

<参考>

| | 区分 | 主な施設等 | 濃厚接触者の特定 | 待機期間 | |
|---|---------|------------------------------|--------------------|--------------------------------|-----------------|
| | | | | 通常 | 従事者の特例 |
| 1 | 同居家族 | 同居家族 | 保健所等が特定 | 7日間 (4,5日目に2回検査し陰性確認後から解除可) | なし |
| 2 | ハイリスク施設 | 高齢者・障害者の入所施設、病院、有床診療所 | 施設等が特定し、保健所にリストを提出 | | 毎日の検査で陰性確認後は勤務可 |
| 3 | 保育所、学校等 | 保育所、幼稚園、認定こども園、小中高校、放課後児童クラブ | 施設等から本人に連絡 | | |
| 4 | 一般事業所 | 2, 3以外の事業所、施設 | 原則特定しない | — | — |